

負担金検証調書【令和7年度交付分】

1 負担金の予算決算等について

負担金の名称	ジェトロ名古屋貿易情報センター運営負担金			市の担当部課	経済環境部産業課			問い合わせ先	内線1371
負担金の金額	予算額	100,000 円	当初交付額	100,000 円	決算額	100,000 円	前年度決算額	100,000 円	

2 負担金の交付先について

交付先の状況	名称	独立行政法人 日本貿易振興機構			(法人格の有無)	有	代表者	理事長 石黒 憲彦	所在	東京都港区赤坂1丁目12-32アーク森ビル (総合案内6階)	
	構成団体	日本全国の自治体等(県内は愛知県、名古屋市をはじめとする30自治体)									
	設置の根拠	独立行政法人日本貿易振興機構法(2002年12月13日法律第172号)									
	意思決定の方法	主務大臣の目標の下で理事長が決定									
事務局の体制等	所在	名古屋市中村区名駅4丁目4-38 愛知県産業労働センター18階					代表者	日本貿易振興機構 名古屋貿易情報センター所長 平野修一			
	事業資金の管理責任者		副理事長 片岡 進				事業資金の管理者	日本貿易振興機構 名古屋貿易情報センター所長 平野修一			
	契約、支出 決裁の方法	(事務局が市である場合) 市のルールに準じているか？			完全準拠でない 場合の内容等						
		(事務局が市でない場合) 具体的に記述		独立行政法人通則法第46条第2項によ						証拠書類 の有無	有
	事業資金等の保管方法		不明								

3 負担金の対象となる事業等について

事業内容 (事業の全体像)		海外事業に取り組む企業の貿易・投資に関する相談、セミナー・商談会の実施、輸出に関する個別支援を行う。
	(犬山市の役割)	企業活動の後方支援。市が資金を負担し運営に加わることで加盟している市内企業が本法人のサービスについて特別な配慮を受けることが可能となる。
事業実績 (具体的な手法)	市内企業からの貿易・投資相談、中小企業海外展開現地支援プラットフォームサービス、海外ビジネスサポートサービス、ジャパンストリート、ジャパンリンケージ、一万人支援プログラム、ジェトロ名古屋が主催・共催するセミナー、展示会・商談会等の開催を行い、57件の利用があった。個別企業名は非公開。	
負担金を交付して 市が得たメリット	市内企業が輸出販路開拓や、海外進出先での支援を受けるなどによって海外にビジネスの幅を広げることで市内企業の振興が図られた。	

4 負担金の交付先における収支等について

犬山市負担金額(当初支出額)		100,000 円		精算の有無		無		精算(返還)額		0 円		精算後の負担金の額		100,000 円			
負担金の対象となる全体事業費(精算がある場合は精算前の額)				収入額		195,258,632 円				支出額		195,258,632 円		余剰額		0 円	
構成員の負担割合(根拠)			各自治体のジェットロ利用件数、人口、財政力、事業者数に基づく負担金拠出ガイドラインによる。														
余剰額が発生した場合の取扱い			独立行政法人日本貿易振興機構全体事業の中の名古屋貿易情報センターの地方事業費として必要な額が予算化されているため余剰額は発生しない										繰越額		0 円		
交付先における収入の状況(精算前の額)																	
交付先における支出の状況	項目	予算(当初支出時の想定)				決算(実績)											
		積算等		金額		積算等		金額		契約の方法、相手方等							
	人件費	不明(予算について地方ごとに作成していない)		円		所長及び所員		27,419,677 円		独立行政法人通則法第46条第2項による							
	人件費	不明(予算について地方ごとに作成していない)		円		上記以外の職員		15,813,375 円		独立行政法人通則法第46条第2項による							
	管理費	不明(予算について地方ごとに作成していない)		円		借館料		9,885,756 円		独立行政法人通則法第46条第2項による							
	管理費	不明(予算について地方ごとに作成していない)		円		事務費		3,087,967 円		独立行政法人通則法第46条第2項による							
	管理費	不明(予算について地方ごとに作成していない)		円		事務所運営強化促進費		682,000 円		独立行政法人通則法第46条第2項による							
	管理費	不明(予算について地方ごとに作成していない)		円		地方事業費		5,295,739 円		独立行政法人通則法第46条第2項による							
	管理費	不明(予算について地方ごとに作成していない)		円		その他(自治体等負担金を含まない事業費)		133,074,118 円		独立行政法人通則法第46条第2項による							
	合計			0 円				195,258,632 円									
	積算がない場合の特記事項		予算は、独立行政法人日本貿易振興機構全体のものしかないので不明とした。決算については、名古屋貿易情報センターの分をまとめた事業実施報告書より記載した。														

5 負担金の検証について

検証年度	令和7年度実施	検証内容	実績報告書等により市内企業の参加状況を把握し、当該事業が市内中小企業の輸出販路開拓及び海外展開の促進に寄与しているかを検証する。
------	---------	------	--